

津島市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 津島市合併処理浄化槽設置費補助金（以下「補助金」という。）は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に要する経費について、市の予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、市費補助金等交付規則（平成10年津島市規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上であり、かつ、その放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下であること。
 - イ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものであること。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）による改正前の浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽（し尿のみを処理するものに限る。）をいう。
- (3) 転換 既存の単独処理浄化槽又はくみ取便所の便槽を廃止し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けずに、合併処理浄化槽を設置することをいう。
- (4) 専用住宅 主として申請者が居住の用に供する住宅（延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する併用住宅を含む。）をいう。
- (5) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、津島市の住民基本台帳に記載されていることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、公共下水道事業計画区域以外の区域において、専用住宅に別表1に規定する消費電力以下の合併処理浄化槽を転換設置しようとする者（法人を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認が必要な建築（新築、改築、増築、

- 移転)に伴い合併処理浄化槽を設置(合併処理浄化槽の変更を含む。)する者
- (2) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置届出の審査を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
 - (3) 津島市内に住所を有しない者
 - (4) 完了報告時点において、浄化槽を設置した場所に住民登録をしていない者(ただし、市長が認めた者を除く。)
 - (5) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
 - (6) 販売の目的で建築する住宅に合併浄化槽を設置する者
 - (7) 自らの居住を目的とする住宅以外の建物に浄化槽を設置する者
 - (8) 補助金の交付決定前に補助事業に係る工事(宅内配管工事及び既存便槽の撤去工事を含む。)を着工した者
 - (9) 11人槽以上の合併処理浄化槽を設置する者
 - (10) 市税等(市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。)を滞納している者
 - (11) その他市長が適当でないと認める者
(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる額とする。

- (1) 浄化槽本体及び送風機の費用
- (2) 据付工事費
- (3) 電気工事費
- (4) 試運転調整費
- (5) その他市長が必要と認める費用

2 単独処理浄化槽又はくみ取便所からの転換に伴い必要となる宅内配管工事の費用(合併処理浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費の額(以下「宅内配管工事費」という。))を補助対象経費とする。

3 単独処理浄化槽又はくみ取便所の便槽を撤去する場合においては、合併処理浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽又はくみ取便所の便槽の撤去に要する費用の額(以下「撤去費」という。)を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる浄化槽の人槽の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 5人槽 332,000円
- (2) 6～7人槽 414,000円

(3) 8～10人槽 548,000円

2 前項の規定にかかわらず、単独処理浄化槽又はくみ取便所からの転換に伴い宅内配管工事を行う場合は、宅内配管工事費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（その額が330,000円を超えるときは、330,000円とする。）を加算した額を限度とする。

3 単独処理浄化槽を撤去処分する場合における補助金の額は、前項に規定する補助金の額に撤去費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（その額が150,000円を超えるときは、150,000円とする。）を加算した額を限度とする。

4 くみ取便所の便槽を撤去処分する場合における補助金の額は、前項に規定する補助金の額に撤去費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（その額が120,000円を超えるときは、120,000円とする。）を加算した額を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 住宅等を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
- (3) 設置場所の案内図（付近見取図）
- (4) 浄化槽、排水設備及び排水経路を明記した配置図及び建物の平面図
- (5) 既存の単独処理浄化槽又はくみ取便所の便槽の写真及び位置図
- (6) 浄化槽工事請負契約書の写し
- (7) 浄化槽工事費（単独処理浄化槽又はくみ取便所からの転換に伴い宅内配管工事を行う場合にあつては、宅内配管工事費を含む。また、単独処理浄化槽又はくみ取便所の便槽を撤去処分する場合にあつては、撤去費を含む。）の見積書（第4条第1項各号、第2項及び第3項に掲げる補助対象経費の明細が表示されたものに限る。）の写し
- (8) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）並びに浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (9) 浄化槽設備士免状の写し及び昭和62年度以前の浄化槽設備士免状にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- (10) 型式適合認定書及び仕様書・図面
- (11) 申請の日の属する前2年度間において、他の市区町村に納付した市税等がある場合又は市の職員による市税等の納税情報の閲覧に同意しない場合は、当該他の

市区町村又は本市が発行した当該2年度分の納税証明書

(12) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知しなければならない。この場合において、市長が必要と認めたときは、その決定に条件を付けることができる。

3 市長は、第7条第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知しなければならない。

4 市長は、申請者の同意があるときは、第7条第1項の審査に当たり、職員に申請者の納税情報を閲覧させることができる。

(変更の届出等)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、決定を受けた補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等届出書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、変更内容を審査し、必要があると認めたときは、補助金の交付の決定を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を変更したときは、補助金変更決定通知書（様式第5）により、補助事業者に通知しなければならない。

(補助事業の執行)

第9条 補助事業に係る浄化槽設置工事に当たっては、浄化槽法第4条第5項に定める技術上の基準を遵守しなければならない。

2 市長は、補助事業の適正な執行を確保するため、補助事業に係る浄化槽設置工事の状況を実地において確認することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後1月を経過する日（補助事業を中止し、又は廃止した場合は、第8条第3項の通知の日から1月以内）又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（申請者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

(2) 浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書の写し

- (3) 浄化槽使用開始報告書の写し（ただし、市長が適当と認めたときは、浄化槽工事完了報告書の写しをもって代えることができる。）
- (4) 浄化槽工事費（単独処理浄化槽又はくみ取便所からの転換に伴い宅内配管工事を行う場合にあつては、宅内配管工事費を含む。また、単独処理浄化槽又はくみ取便所の便槽を撤去処分する場合にあつては、撤去費を含む。）の領収書（第4条第1項各号、第2項及び第3項に掲げる内訳が表示されたものに限る。）の写し
- (5) 浄化槽使用廃止届出書の写し（単独処理浄化槽からの転換のみ）
- (6) 単独処理浄化槽又はくみ取便所の便槽の最終清掃実施記録の写し（撤去処分する場合のみ）
- (7) 工事施工写真
 - ア 浄化槽設置工事施工の写真
 - イ 宅内配管工事を行う場合は、その施工写真
 - ウ 単独処理浄化槽又はくみ取便所の便槽を撤去した場合は、その施工写真
- (8) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- (9) 発行日から3月以内の補助事業者の住民票の写し（申請時の住所が設置場所と異なっている場合において、市職員による住民基本台帳の閲覧に同意していない場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申請者の同意があるときは、前項の調査に当たり、申請者の居住の状況を確認するため、職員に住民基本台帳の記載事項を閲覧させることができる。

（額の確定）

第11条 市長は、補助事業実績報告書の提出があつたときは、これを審査し、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第8）による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付けられた条件に違反したとき。
- (3) 交付を受けた補助金を他の用途に使用したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定を受けた補助金については、改正後の津島市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の津島市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱の規定に基づき作成されている申請書等の用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、必要な補正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定を受けた補助金については、改正後の津島市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定を受けた補助金については、改正後の津島市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する

別表1（第3条関係）

浄化槽の消費電力が以下の表1の消費電力基準以下であること。

人槽〔人〕	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/L以下)	消費電力 (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
10	$n \times 7.5$	$n \times 10.2$	$n \times 15.7$